

## ○愛知淑徳大学大学院健康栄養科学研究科規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、愛知淑徳大学大学院健康栄養科学研究科（以下「研究科」という。）が愛知淑徳大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第1条に則り、次の各号に掲げる目的を達成するため、教育課程、授業、研究指導、成績評価等及び運営等について、大学院学則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(1) 健康栄養科学専攻（修士課程）は、高い倫理観を有し、栄養学を構成する人間、食物、環境、さらには栄養学に関連する臨床医学領域などの高度かつ先進的な知識や技術に基づいて、地域が抱える諸問題を多職種連携の中でリーダーシップを発揮しながら解決していく高度専門職業人の養成を目的として教育研究活動を行う。

2 この規程に定めるもののほか、研究科の教育課程等に関し必要な事項は、研究科委員会の定めるところによる。

(教員編成)

**第2条** 研究科は、第1条に掲げる理念・目的を達するため、教育課程、授業、研究指導及び運営等の必要性に基づき、年齢構成及び関連学部の教員編成の方針を考慮しつつ、以下の要件を備えた教員により編成される。

(1) 人格、識見、研究上の業績、大学及び大学院での教育経験及び運営の能力、学会及び社会における活動並びに心身の健康状態等につき、大学院における専門教育及び研究指導を行う教員たるに適する条件を備えていること。

(2) 研究科の基本理念、教育目標を共有し実践するために、人間の心身の健康並びにそれを支える栄養に対する深い洞察力を持ち、教育や研究に献身しようとする者であること。

(3) 学生指導、研究科運営に当たっては、研究科の教育課程編成の基本方針を尊重し、協働できる者であること。

(研究科委員会)

**第3条** 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長に事故あるときは、研究科委員会において、あらかじめ研究科長が指名した委員が議長を務める。

3 研究科委員会は、委員（海外出張中又は休職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 研究科長は、研究科委員会において審議した結果を、学長に報告しなければならない。

6 研究科委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

(授業科目、単位数及び履修方法及び研究指導)

**第4条** 研究科における授業科目、単位数、履修方法及び研究指導は、別表のとおりとする。

2 授業科目の単位数の計算の基準は、研究科委員会の意見に基づき学長の定めるところによる。

(長期履修)

**第5条** 大学院学則第3条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を希望する場合は、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

**第6条** 入学又は進学を許可された者には、指導教員を定める。

2 指導教員は、2人以上とすることができる。その場合において、主たる指導教員は1人とする。

3 前項の場合に必要なときは、従たる指導教員として他の研究科の教員をもって充てることができる。

(学修計画の提出)

**第7条** 入学又は進学を許可された者は、指導教員の指導を受けて履修科目を含む学修計画を作成し、指定の期間内に研究科長に報告するものとする。

(研究計画の提出)

**第8条** 入学又は進学を許可された者は、指導教員の指導を受けて研究題目を含む研究計画を作成し、指定の期間内に研究科長に提出し、研究科委員会の承認を得るものとする。

(入学前の本研究科における既修得単位の認定)

**第9条** 学生が研究科に入学する前に本研究科において修得した単位については、10単位を超えない範囲で修士課程修了の要件となる単位として認定することができる。

る。

2 前項による単位の認定方法については、研究科委員会の定めるところによる。

(他の研究科の授業科目の履修)

**第10条** 学生が本学の他の研究科において授業科目を履修し修得した単位については、10単位を超えない範囲で修士課程修了の要件となる単位として認定することができる。

2 前項による単位の認定方法については、研究科委員会の定めるところによる。

(学部の授業科目の履修)

**第11条** 学生は、指導教員及び当該科目担当教員の承認を得て、学部の授業科目を履修することができる。ただし、これにより修得した単位については、課程修了の要件単位には含まないものとする。

(改廃)

**第12条** この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、研究科長の上申により学長が行う。

## 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表

健康栄養科学研究科健康栄養科学専攻 修士課程

科目区分	授 業 科 目	必修 単位数	選択 単位数	備考
専 門 基 礎 科 目	チーム医療概論	2		8単位以上修得すること (必修4単位を含む)
	栄養ケア・マネジメント概論	2		
	在宅ケア・リハビリテーション概論		2	
	予防医学概論		2	
	地域栄養学概論		2	
	臨床研究法と医療倫理		2	
専 門 中 心 科 目	生活習慣病特論		2	特論6単位以上 (指導教員が担当する特論2単位含む)と 演習8単位修得すること
	生活習慣病演習Ⅰ		2	
	生活習慣病演習Ⅱ		2	
	生活習慣病演習Ⅲ		2	
	生活習慣病演習Ⅳ		2	
	地域栄養学特論		2	
	地域栄養学演習Ⅰ		2	
	地域栄養学演習Ⅱ		2	
	地域栄養学演習Ⅲ		2	
	地域栄養学演習Ⅳ		2	
	栄養教育論特論		2	
	栄養教育論演習Ⅰ		2	
	栄養教育論演習Ⅱ		2	
	栄養教育論演習Ⅲ		2	
	栄養教育論演習Ⅳ		2	
	応用栄養学特論		2	
	応用栄養学演習Ⅰ		2	
	応用栄養学演習Ⅱ		2	
	応用栄養学演習Ⅲ		2	
	応用栄養学演習Ⅳ		2	
	公衆衛生学特論		2	
	公衆衛生学演習Ⅰ		2	
	公衆衛生学演習Ⅱ		2	
	公衆衛生学演習Ⅲ		2	
	公衆衛生学演習Ⅳ		2	
	臨床栄養学特論		2	
	臨床栄養学演習Ⅰ		2	
	臨床栄養学演習Ⅱ		2	
	臨床栄養学演習Ⅲ		2	
	臨床栄養学演習Ⅳ		2	
	健康食事学特論		2	
	健康食事学演習Ⅰ		2	
健康食事学演習Ⅱ		2		
健康食事学演習Ⅲ		2		
健康食事学演習Ⅳ		2		
口腔健康科学特論		2		
口腔健康科学演習Ⅰ		2		
口腔健康科学演習Ⅱ		2		
口腔健康科学演習Ⅲ		2		
口腔健康科学演習Ⅳ		2		

研 究 科 目	栄養科学特別研究Ⅰ	2	8単位修得すること
	栄養科学特別研究Ⅱ	2	
	栄養科学特別研究Ⅲ	2	
	栄養科学特別研究Ⅳ	2	

専門基礎科目を8単位以上（必修4単位を含む）、専門中心科目を14単位以上、研究科目を8単位（必修）の合計30単位以上を修得した上で、修士論文の作成と審査に合格すること。

なお、専門基礎科目のうち、「在宅ケア・リハビリテーション概論」、「予防医学概論」から2単位を選択必修とし、「地域栄養学概論」、「臨床研究法と医療倫理」から2単位を選択必修とする。

また、専門中心科目は、修士論文を指導する教員（以下「指導教員」という。）の専門領域と類似する専門領域の特論2単位を含めた特論6単位以上と指導教員の専門領域と類似する専門領域の演習8単位を履修することを条件とし、指導教員の専門領域と類似する専門領域の特論2単位を除く特論4単位以上は、別紙に定める履修上の制約を設ける。

